

# 訪問リハビリテーション 重要事項説明書

医療法人 大朋会

岡崎共立病院リハビリテーション部

# 重要事項説明書(訪問リハビリテーション)

訪問リハビリテーション(以下、訪問リハビリ)の提供開始にあたり、厚生省令第37号第 8 条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者概要

|       |                  |
|-------|------------------|
| 事業者名称 | 医療法人 大朋会 岡崎共立病院  |
| 所在地   | 愛知県岡崎市羽根町中田64番地1 |
| 法人種別  | 医療法人 大朋会         |
| 代表者名  | 理事長 重盛 忠誠        |
| 電話番号  | 0564-55-0660     |

## 2. 利用事業所

|          |                  |
|----------|------------------|
| 事業所名称    | 医療法人 大朋会 岡崎共立病院  |
| 指定番号     | 2312103407       |
| 電話番号     | 0564-55-0660     |
| FAX 番号   | 0564-51-1033     |
| 管理者氏名    | 院長 森島 正宏         |
| 所在地      | 愛知県岡崎市羽根町中田64番地1 |
| サービス実施地域 | 岡崎市内・幸田町         |

※実施地域は運営状況により変動することがあります

## 3. 運営方針

- (1)サービスの提供にあたり、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると、かかりつけ医が認めた通院困難な要介護者とします。
- (2)サービスを提供することにより、家庭における療養生活を支援し、利用者の心身機能の回復・維持を目指し、生活状況の向上に努めます。
- (3)訪問リハビリの提供に当たって、要介護者が可能な限りその在宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- (4)事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 4. 職員体制

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

## 5. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日  
(但し、年末年始を除く)
- (2) 営業時間 月曜日から土曜日 9時から18時

## 6. 利用料 1回 地域区分=6級地 1単位=10.33円

|  |                        |         |
|--|------------------------|---------|
| 訪問リハビリテーション  | 20分/回                  | 308単位   |
| 計画診療未実施減算 計画書作成の為の診療を行わない場合<br>(入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院1ヶ月に限り減算適<br>応しない) | 20分/回                  | -50単位   |
| サービス提供体制強化加算 I   | 20分/回                  | 6単位     |
| 短期集中リハビリテーション加算 退院・退所・認定日より3ヶ月以内<br>(要介護1～5 週2回以上ご利用の方が対象)                 |                        | 200単位   |
| 移行支援加算   |                        | 17単位/日  |
| 退院時共同指導加算<br>退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合                                  |                        | 600単位/回 |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算<br>認知症と診断され、リハビリテーションにより生活機能の改善が見込まれる<br>方が対象         | 開始から又<br>は退院後<br>3ヶ月以内 | 240単位/日 |

### 【注意事項】

- ・ 交通費は、必要ありません。
- ・ 請求は、月詰めの翌月請求となります。

## 7. 利用の中止・変更等

- (1) 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更する場合は、前日ま  
でに事業者申し出て下さい。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、当日  
の訪問時間前までにご連絡下さい。
- (2) サービス変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービ  
スの提供ができない場合、可能な範囲で利用者に提示して協議します。

## 8. 苦情申立窓口

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

### ● 苦情相談窓口

|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 岡崎共立病院リハビリテーション部(尾山) | TEL 0564-55-0660 |
| 当法人相談窓口 (加藤)         | TEL 0564-55-2555 |
| 岡崎市介護保険相談窓口          | TEL 0564-23-6647 |
| 幸田町介護保険相談窓口          | TEL 0564-63-5117 |
| 愛知県国保連合会介護サービス相談窓口   | TEL 052-971-4165 |

## 9. 緊急時の対応方法

利用者のかかりつけ医への連絡を行い、医師の指示に従います。

## 10. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を月 1 回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を致します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1度実施します。

# サービス内容説明書

当事業者が提供するサービスは以下のとおりです。

## 1. 提供するサービス

|         |   |
|---------|---|
| サービスの内容 | リハビリテーション   |
| 提供時間    | 月・火・水・木・金・土 : ~ :<br>月・火・水・木・金・土 : ~ :<br>月・火・水・木・金・土 : ~ :<br>※状況により変更の場合があります。  |
| 注意事項    | <ol style="list-style-type: none"><li>1. このサービスの提供にあたっては、要介護状態の改善・維持、介護者の介助量軽減となるよう適切にサービスを提供します。</li><li>2. サービスの提供は懇切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。不明な点がありましたら、いつでも担当者に遠慮なく質問してください。</li><li>3. サービスの提供にあたっては、訪問リハビリ計画書に基づき、適切に実施いたします。</li><li>4. 訪問リハビリのサービス提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。</li><li>5. 訪問リハビリの実施にあたっては、診療記録における医師の指示に従い、常に診療記録への記載に努めます。</li><li>6. サービス提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。</li></ol> |

## 2. 担当責任者(苦情処理担当)

サービス担当責任者は、次のとおりです。

サービスについてのご相談やご不満は、どんなことでもお尋ねください。

窓 口 岡崎共立病院 リハビリテーション部(0564-55-0660)  
担当者 尾山

## 3. 訪問リハビリ職員

職員は、常に身分証明書携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。

## 4. 連絡先

|     |                  |        |
|-----|------------------|--------|
| 連絡先 | TEL 0564-55-0660 | 岡崎共立病院 |
|-----|------------------|--------|